

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十九年年度衛生研究所ほか二箇所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百二十三号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十九年年度に係る衛生研究所、県立中央病院及び県立高等看護学院の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十年六月二十一日

鳥取県監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 近藤傳一

同 大西節夫

衛生研究所

昭和三十年三月十五日監査

監査委員 加藤定治

角田健太郎

監査概況

当所は伝染病細菌検査を主体とした病原菌検査及び各種試験調査研究を担当する県下最高の検査、研究、調査機関であるが、今回監査に当つては、主として独立庁舎移転後における当所の組織機構、特に人的予算的措置は事業実体に即しているか、各種試験検査、研究調査は、適切にしかも現有施設を最大限に活用し行われているか、予算執行に遺憾な点はないか、等に重点を置き執行した。その結果は次の通りである。

一 組織機構特に技術陣容の充実強化を図る要を認め、即ち当所の組織機構は、庶務係、細菌検査部、理化学試験部の一係二部制を設けているが、これに対する職員は昨年九月専任所長を迎え現任所長以下九名(内技

術職員は三名)であつて中でも、理化学試験部の如きは技師一名といつた状況で人的、予算的にも研究所本来の業務を総合的にしかも効率的に運営して行くことは至難の面がある。関係当局はよくこの実情を調査し本所設置の趣旨から適正人員の配置を考究し、機構等についても実情に即するよう早急に適切なる措置を講ずべきである。

二 二十九年各種業務実績を前年度と比較してみると件数にして細菌検査は五、五〇〇余件、化学試験において四〇〇件余りそれぞれ低下している。もつとも細菌検査の著しく低下しているのは昨年度における果下の伝染病発生の減少による結果が大きく影響している。また化学試験においては技術職員の欠員によりやむなく検査の一部を拒否していたが、これらは試験機関としてもつとも遺憾とする処である。なお当所の検査機能の不足によつて県下保健所、食品衛生監視員との連携、しが自ら不活潑に陥つていたので、これらの点については早急是正改善すべきである。

三 当所独自の調査研究事項は予算措置を講じ強力に推進されたい。即ち二十七年から実施している果下の水系水質調査は、逐年継続し本年度で七〇%程度進行行し三十年度においては完了の予定であつたので、これが推進について一層努力すべきである。なお二十九年果下簡易水道設置後における環境管理、給水管理の面から配管による良水汚染の実態を調査し有害性の確認のため化学的試験研究を続行しているが、その結果は本県のみに限らず全国の問題であるので果当局においても、これらの獨自事業に対する予算的措置については充分配慮されたい。

四 予算執行について根本的是正を図られたい。即ち当所の庶務係は係長(出納員)一名で事務補助として臨時職員一名配置しているが、試験検査件数からして事務は過重に陥り、勢い予算執行に受当を欠く点があるので主管当局は充分指導に留意されたい。なお検査手数料はすべて現金扱いであるのと予算執行上内部けん制組織強化の面から事務職員の増員は早急配慮すべき

ものと認められた。

- 五 経理出納事務については一層厳格を期し遺憾のないよう努力すべきである。なお次の点留意されたい。
 - 1 各種試験検査手数料の中調定年度を誤つて収入しているものがある。
 - 2 水質試験結果に基き成績証明書を発行しているが発行記録に明確な欠点が見られたので一連番号を附し正確に期すること。
 - 3 梅毒検査台帳と委託書が不突合のものがあるので整理すること。
 - 4 現金出納簿は厳格記帳すること。

中央病院

昭和三十年四月二十八日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

監査概況

当病院は、鳥取大火の影響を受け罹災後非常な事態に直面し勢い收支均衡を保持できず、昭和二十八年年度決算に

おいてもやむなく一千三百十一万余円の歳計不足額を生じ本年度収入金をもつて繰上補てん措置を行う等して困難な病院経営を続けていた状態であるので、今回の監査に当つては、特に診療態勢から見た人的、物的施設の運営並びに管理状況、事務組織の適否及び会計事務の適否等三項目から運営上の諸問題について実施した。その結果は次の通りである。

一 当院は、外科、内科、眼科、耳鼻科、婦人科、小児科、歯科を置く果の基幹病院であるが、このほか二十九年度において整形外科を設置し診療開始の予定の処諸種の事情によつて、その実現の運びに致つていない。また診療態勢は院長以下一五名技術陣容とその他一〇二名計一七名により直接病院運営に當つてゐるが冒頭に述べた如く罹災の影響によつて、累年の赤字に吸々とし、その上公債償還等に一部病院収入を充当しているため医師の確保及び内容施設設備の充実改善等においては、今なお苦慮しているので知事及び関係当局は、これらの実情を認識し緊要な病院運営をなす

しめるよう格別の配慮が必要と認められた。

二 業務実績は逐年向上しているが最近において外来患者が減少している傾向にある。即ち四月より一月までの十ヶ月間における一日平均患者数を前年同期と比較すると入院患者一四六、六人(昨年九七、二人)外来患者二八九、七人(昨年二六一、一人)でありその入院患者は施設充実に相俟つて逐次増加している反面、外来患者は十二月以降減少の傾向にあるので、その原因を探究し逐次診療態勢を整備するとともに患者サービスの点等については一層留意努力されたい。

三 病院運営に関連して県当局の考究善処を要することは公債償還金の問題である財政的事情もあろうが、災害復旧公債償還については獨立採算をもつて償還せしめることは病院経営が軌道に乗るまで猶予することが望ましい。

四 本年度経費三千三百余万円をもつて病床五十床の増築工事と院内暖房設備工事を計画し、病床増築分の庁舎は目下工事中であつたが既に増床五十床の中三十二

床は既設建物で従来看護学院が使用していた教室を改造し、不足分は、既設本館の改造による十床と新築中の庁舎に八床を設置し既設のものも含めて二百床とする予定である。また増床分として建築中の庁舎の残部は看護学院に使用すべき計画であるが病院経営の面から病床は少くとも二百五十乃至三百床とすることが急務と考えられるので増築中の建物を学院として利用するか、または病棟として利用し学院建物は別途に新築するか、利害得失を関係当局は深く検討し今後の増床計画については慎重に考究すべきである。なお暖房工事は既に完了している。

五 当病院費中に計上されている県立看護婦養成所費はその性格上一般会計として財源を県費で充たすべきものが半額五十万円病院収入財源で賄われている等獨立採算の堅持から病院経営に相当無理を生じ運営しているのでこの点根本的配慮が望まれる。

六 病院経営の健全化を図るため病院収入を勘案し月別支出計画を樹立し計画的予算執行に努力されたい。即

ち、予算執行はたえず病院収入状況とにらみ合せて行ふべきであるが、特に取扱患者の約九割に達する社会保険加入者分の診療費等が平均三ヶ月以上遅れて収入されることにより收支均衡がとれず收支計画も無意味に終つてゐる。なお予算で均分令達する関係配当予算の範囲内に支出を抑制すれば診療業務に影響を及ぼす結果となり運営上困難の面がある。また各診療科別需要経費の配分支出計画については実績その他実情に即した執行を行うよう考究されたい。

七 收支経理状況は公債費及び病院拡充費等一部令達せず主務課が直接経理しているものがあるので、收支の全体状況を見ることはできないが、前年度繰上流用金一千三百十八万余円はその儘考慮に置かず四月二十八日現在調定済額は五千二百四十四万余円、収入済額は四千三百八十三万余円であつてこれに対する支出済額は四千四百五十万余円とのほか、義務確定額で、現在未払分が六百八十九万余円あり、合計本年度分支出見込額は五千一百四十万余円でこれを調定済額より差引

くと一百四万余円となるが、これは調定済額を基として計算したものであつて、この中過年度以前及び現年度分未収金が百五十万円程度見込まれるので結局未収金整理如何によつては未払分が翌年度繰越となる虞れもある。未収金整理については一層努力されたい。またこれらの支出内容を見ると未だ不経済支出と目されるものが相当見受けられたことは甚だ遺憾に堪えないので極力経費節減について考究努力されたい。

八 患者給食については漸く軌道に乗り従来指摘事項についても逐次改善しているが未だ事務的に考究改善すべき事項も少くない。例えば給食の根拠となる給食人員の把あくについて個々の病室との連絡が不十分のため毎食の実人員承知せず実施している。また給食物資の購入手続についてなお一層の検討を要するものがあるので給食実施に当つては今後一層合理的に実施するよう留意されたい。

九 病院事務処理については逐次是正改善に努力しているが、個々の内容について見ると各医局と事務部局と

の間に於ける相互連絡調整に円滑を欠く点があるので一層事務の総合的調整を図つて合理的処理に意を用いられたい。

なお、次の点留意されたい。

- 1 カルテの再確認をしていないため勢い収入基礎が不明確となり、カルテとコストが一致していないものがある。
- 2 窓口現金は当日分と宿直者取扱分とを合算し翌日調定整理し一応預金制度をとり後日金庫払込みを行つていくが早期払込すること。また窓口よりの現金引継を厳格にすること。
- 3 診療報酬請求技術と適正治療については四月より監査時までの請求額より共済分は四万八千七百十三円増、地方共済分三万九千八百二十一円減、国保九千四百二十六円減となつているので請求点数の精査を厳格にすること。
- 4 入院患者の把あく、が不充分のため、弁償金調定洩れのものがあつたので整理すること。

- 5 病院使用料の調定洩れ並びに過誤納に対する整理をしていないので早期に整理すること。
- 6 収入年度区分の誤診があつたので内部調査を行うこと。

看護学院

昭和三十年四月二十八日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

監査概況

本学院は昭和二十九年一月県立看護婦養成所として国の指定を受け、定員二十名をもつて同年四月第一期生として生徒一三名を入所、開院したものである。今回の監査に当つては、同院初年度における組織機構特に職員配置及び施設等、運営管理について実施した。その結果は次の通りである。

一 人事構成とその配分に考究すべきものがある。即ち、学則による学院長、事務職員はそれぞれ中央病院長、事務職員が兼務し専任教員は当初教務主任(看護婦)

一名であつたが、本年二月漸く看護婦一名を増員し、現在二名が専任している。特に兼務職員はそれぞれ本務に忙殺するため勢い学院の事務的処理は専任教員に負担がかかり、教務上支障をきたしている実状であるので事務機構特に学院の本質からして専任事務員の充足について早急措置すべきである。また学院の人事機構等については、運営上あたかも病院の併設的機関の存在に陥る傾向にあるからこの点については関係当局の配慮を望む。

二 実習施設の不完備のため教育上支障を来している。実習施設は病院施設を利用してはいるが院内に施設のないもの或いはあつても実習に必要なだけの入院患者数が満たない等種々実習上の隘路がある。また教養科目によつては院内施設のみで習得でき得ないものがあるが、これらの予算的措置については全然考慮してないので関係当局の配慮を望む。

三 予算編成並びに措置について根本的考究すべきものがある。特に本年度は開設初年度であるにも拘らず総

予算は百万円であるが、この財源内訳を見ると病院収入と一般果費でそれぞれ半額構成し、しかも特別会計病院事業費に組まれている関係上概念的にも病院の附設学院の存在が強いわけである。即ち学院の性格からして特別会計で予算編成することは根本的考究すべきことであるが、何れにしてもこれらの経費は果財政事情もあらうが一般果費で当然予算措置すべきものと認められる。また上述のような財源構成であるので二十九年度予算の経理状況を見ると一般義務的経費は果費繰入財源をもつて執行し病院収入財源で賄うべき図書、教材、備品等初年度調弁に要すべきものの一部はその余地もなく病院事業費に喰込まれ執行抑制している実情である。これらの措置が如何に教育効果の面に及ぼす影響が大であることを関係当局は深く銘記すべきである。なお病院当局においても、その経営の困難のことは認めるけれども、学院の初年度における必要経費を執行抑制していることは遺憾である。これらは極力病院の経費の節減を図つて初年度調弁に必要な経費は配慮すべきである。